

# 《2012地域学習会》 = 改定「入管法・入管特例法」=

## 7月施行! 外国人の人権はどう変わる!?

2009年に改定・公布された「出入国管理及び難民認定法(入管法)」「出入国管理に関する特例法(入管特例法)」「住民基本台帳法(住基法)」の本格的な施行が、7月9日に控えています。そして、これまでの外国人登録証に変わり、特別永住者には「特別永住者証明書」が、その他の在留資格を持つ外国籍者には「在留カード」が交付されることとなります。

この法案の審議(2009年)に当たっては、“個人情報一元管理”は違憲(2008年3月/住基ネット最高裁判決)という観点から、外国人情報が国家によって一元管理されることへの問題点や、「特別永住者証明書」「在留カード」の常時携帯・提示義務への刑事罰、学校・職場・家族構成の変更届(2週間以内)への在留資格取消や刑事罰、16歳(高校生)の誕生日に入管局(14日以内に市町村窓口)一以降の常時携帯・提示義務等々の問題点が指摘され、附帯決議が付けられて成立したのです、それ以降、どうなっているのでしょうか。今回の外国人(在留)管理制度が

### ■ 改定法でどう変わるか ■

	現在の「外登法」	⇒改定「入管法」「入管特例法」では	⇒改定「住基法」では
特別永住者(在日韓国・朝鮮人、台湾人)	市区町村で「外登証」交付	市区町村で「特別永住者証明書」交付	市区町村で「外国人住民票」作成
中長期在留者(永住者、留学生など)	市区町村で「外登証」交付	地方入管局で「在留カード」交付	市区町村で「外国人住民票」作成
非正規滞在者(超過滞在者など)	市区町村で「外登証」交付	「在留カード」は交付されない	「住民票」は作成されない/消除される

「外国人の人権の確保」「住民サービスの充実」とはかけ離れた「排除・監視・管理」の強化ではないか」との指摘があっただけに、気になるところです。

同法の附則や国会での附帯決議で、運用に当たっては「在留管理全

般について広範な検討を行う」「個人情報の保護について万全の配慮」「必要最小限のものとなるよう、その運用には慎重を期する」「弾力的な運用を行う」「今後も引き続き検討する」等とされた附帯内容について、それらの“宿題”がどう示されているのかを点検することは、外国籍住民施策にあたる自治体、教育現場、地域で共生社会に取り組むNPO市民にとっても、きわめて大切であることは言うまでもありません。

今回の地域学習会を通して、現在の改定「入管法・入管特例法」への理解を深め、地域でどのように取り組みを進めるべきかを共に考える場になれば幸いです。多くの皆さんの、ご参加をお待ちしております。



【総務省チラシ】

2012年 5月19日(土)PM6:00~

- ☒ **会場:東大阪市立市民会館・5階第5会議室**
- ☒ **講演:「今回の改定入管法の現状と、当面の課題を考える」**
- ☒ **講師:郭辰雄さん(NPO法人コリアNGOセンター 代表理事)**
- ☒ **主催:NPO法人 東大阪国際共生ネットワーク**
- ☒ **資料代:500円**      ☒ **問い合わせ:☎06-6721-6670**

